

承継手続きの際に提出および添付する書類

◎共通

- 1 承継承認申請書
- 2 承諾書（承継者）
- 3 墓地使用許可証 ⇒ 前使用者へ発行してあるもの。
- 4 承継者の住民票 ⇒ 本籍・続柄が記載されている、承継者の世帯全員の住民票。
- 5 戸籍（除籍）謄本 ⇒ 前使用者の死亡記載のあるもの。
- 6 除籍謄本等 ⇒ 下記参照
- 7 同意書 ⇒ 承継にかかわる者一人につき1通（相続対象者）
ただし、通夜および告別式際に会葬者へ出した会葬礼状で承継者が喪主となっている場合のみ、この同意書を省略することができる。
- 8 代理人選任届 ⇒ 承継者が市川市以外に住民登録をしている場合、市川市内に住所のある方を代理人として登録する。（例：親族、知人、石材店等）
- 9 紛失届 ⇒ 市川市霊園一般墓地使用許可証が無い場合。
- 10 印鑑 ⇒ 承継者の認印

※ 改製原戸籍：法改正等で地方公共団体が新しい戸籍を作成した場合に出来る一つ前の戸籍。

※ 除籍謄本：市町村の違う所へ本籍地を移した（転籍）場合、その転籍前の戸籍。
：戸籍に記載されていた方全員が除籍された場合に交付される戸籍。

◎戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）および同意書の範囲

○承継者が配偶者の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- 1) 1通に家族全員が記載されているもの。（除籍された方を含む）
（婚姻等により既に除籍されて戸籍謄本に記載のない方がいる場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍を取ってください。）
- 2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状（通夜、告別式で出したもの）がある場合は、夫婦であることが確認できる戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

②同意者の範囲

- 1) 成人している子供全員（結婚をしている子供も必要）
- 2) 配偶者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

○承継者が前使用者の子供の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

- 1) 1通の戸籍に承継者の兄弟姉妹全員が記載されているもの。
（婚姻等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。）
- 2) 承継者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、前使用者と承継者が親子であることが分かる戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

②同意者の範囲

- 1) 前使用者の配偶者および承継者の成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）
- 2) 承継者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

※同意書を必要とする方が既に死亡している場合は、その方の死亡記載のある戸籍謄本又は除籍謄本が必要となります。

○承継者が前使用者の兄弟姉妹の場合

①戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）の範囲

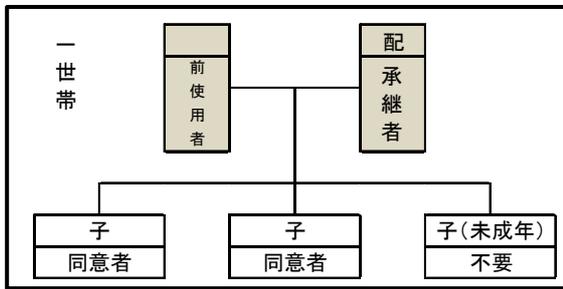
- 1) 1通の戸籍に承継者の両親および兄弟姉妹全員が記載されているもの。
(婚姻や死亡等により既に除籍され戸籍謄本に家族全員が記載されていない場合は、家族全員が記載された除籍謄本又は改製原戸籍が必要となります。)
- 2) 兄弟姉妹に死亡した者がいる場合、その者の死亡記載のある戸籍又は除籍謄本。
- 3) 承継者の家族全員が記載されている戸籍（除籍または改製原戸籍）謄本。
- 4) 承継者が喪主となっている会葬礼状がある場合は、前使用者と承継者が兄弟姉妹であることが分る戸籍謄本であれば、家族全員が記載されていなくても良い。

②同意者の範囲

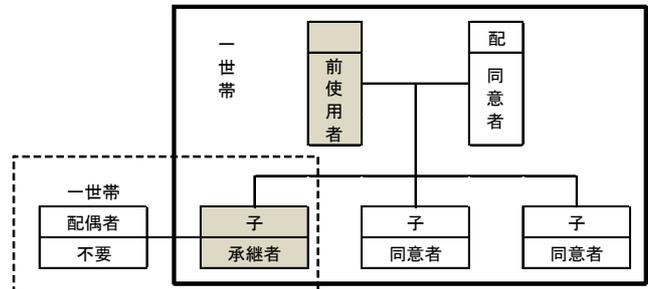
- 1) 前使用者の両親および承継者の成人している兄弟姉妹全員（結婚をしている兄弟姉妹も必要）
- 2) 前使用者の配偶者および成人している子供全員（結婚している子供も必要）
- 3) 承継者が喪主となっている会葬礼状がある場合は同意書は不要。

承継手続きにかかる戸籍および同意者の範囲

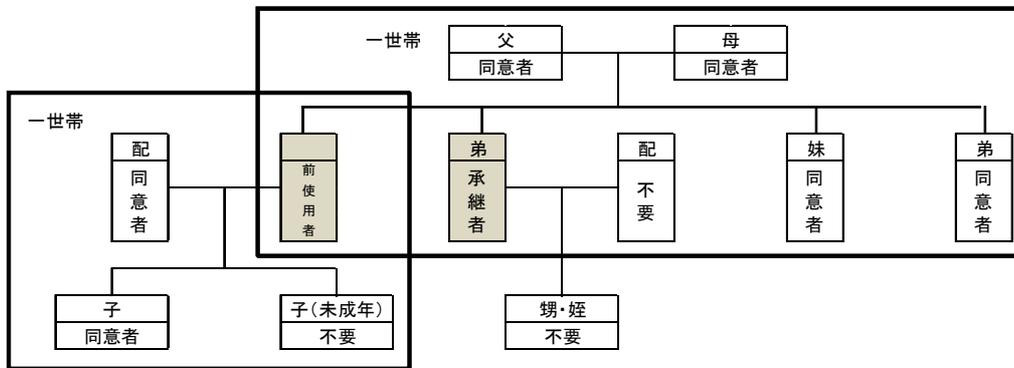
前使用者の配偶者が承継する場合



前使用者の子供が承継する場合



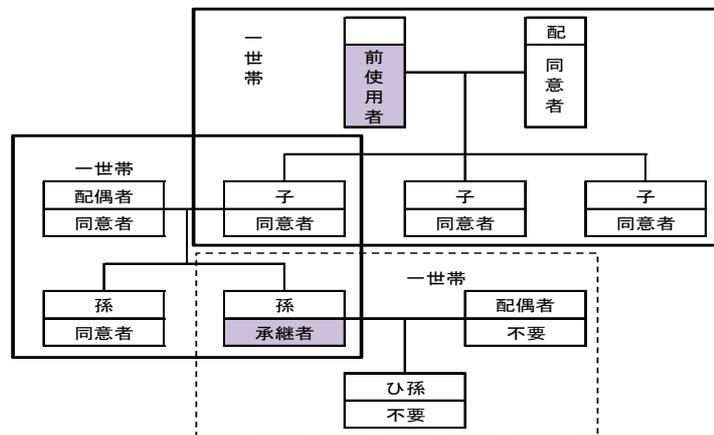
前使用者の兄弟姉妹が承継する場合



☆前使用者の孫が承継する場合

(参考)

前使用者の孫が承継する場合は、手続きに必要な戸籍等が多数ある場合がありますので、霊園管理事務所まで、お問い合わせください。



○ご不明な点がございましたら【霊園管理事務所】までお問い合わせください。

電話 047-337-5696